

登録文化財とは

文化財について学ぶ②

登録文化財の種類

登録文化財には、大別して〈①国が「文化財保護法」で定める文化財登録制度に基づくもの〉と、〈②市区町村がそれぞれの条例で定める登録制度に基づくもの〉があります。①の代表的な例は建造物で、正式には「登録有形文化財（建造物）」という名称です。他の有形文化財や無形文化財、民俗文化財、記念物にも登録制度の適用はされていますが、大田区内には該当する文化財がないため、本稿では主にこの「登録有形文化財（建造物）」について取り上げていきます。

なお、②の市区町村の登録制度について、大田区では定めていませんが、平成31年（2019）3月現在、東京都では62市区町村のうち25自治体で採用されています。当該自治体はそれぞれの文化財保護条例を制定した当初から登録制度を定めている例も多く、大同小異で「指定に次ぐ保護対象」という意味合いを持たせています。

文化財保護法で定める登録制度の意義

平成8年（1996）に、まず建造物に対して国の登録制度が始まり、同17年度からは建造物以外にも徐々に範囲が拡充されました。有形文化財については、原則として製作または築後50年以上が経過し、かつ種別ごとに定められた基準に即しているものが対象とされます。つまり、一般的に“文化財”という言葉で連想されるような、例えば江戸時代以前の古いものでなくても、歴史や文化に寄与するのであればなるべく保存していくべきという思いが込められているのです。都市開発や生活様式の変化の中で、伝統的な文化景観が急速に失われつつある今の時代だからこそ求められた制度だと言えるでしょう。

登録文化財と指定文化財で最も異なるところは、「保存管理に対する規制の強さ」です。指定文化財は“現状保存”を原則としているため、大規模な改修や過度な修理（失われた部品を新調して、造られた当時の姿に復元するなど）を行うことは難しくなっています。一方で登録制度の場合、重要性が認められ、保存のための措置が必要な文化財を対象とすることには変わりありませんが、例えば建造物では現役の個人住宅が選定されることもあるため、生活する上で必要な内観の改装（水回りなど）には制限がなく、建築を象徴する意匠や部材などの限定的な保存を重視しています。言い換えれば、指定は最大限の保存、登録は最低限の保存ということです。むしろ、評価基準を損ねなければ国から補助を受けて活用のためのリニューアルを実施できるのが登録文化財の特徴で、大田区においてはかつかいしゅうきねんかん勝海舟記念館（国登録：せいめいぶんこ旧清明文庫）がその代表的な事例となっています。